

2013 年度海外制度調査

小口貨物の通関・関税制度 (インドネシア)

2013年11月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

ジャカルタ事務所

目次

1. 通関手続きおよび関税制度	1
1-1. 国際宅配便・国際郵便.....	1
1-2. 見本品	3
1-3. 公共寄贈品	4
1-4. 職業貨物・引越し貨物.....	5
1-5. 旅具通関制度.....	6
2. 個人輸入の数量限度	8
2-1. 食品	8
2-2. 化粧品	8
2-3. 医薬品	9
2-4. 電子・電気製品、衣料、玩具、履物、伝統生薬.....	9
2-5. 真珠	9
2-6. 水産物	9
2-7. 携帯電話、携帯型コンピュータ、タブレット型端末.....	10
2-8. 作物製品	10
3. 小口であっても扱えない輸入禁止品目	10
4. 展示会用の小口貨物	11
4-1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き.....	11
4-2. 保税展示品を現地販売する際の手続き.....	11
5. その他	12
5-1. 関税以外の諸税.....	12
5-2. 国境を往来する者の持ち込み貨物に関する免税規定.....	12

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

1. 通関手続きおよび関税制度

商業用の輸入通関制度に大口・小口の別は基本的でない。輸入後の関税・税金処理の面からも、少量・小額であっても商業用の輸入品は一般の輸入手続きをとることになる。

1-1. 国際宅配便・国際郵便

国際宅配便または国際郵便で送られた輸入貨物は、税関に申告し、税関職員の一部抽出による書類検査や貨物検査が行われ、搬出許可が得られた場合にのみ引き取ることができる（1995年第10号関税法（2006年第17号法改正）第10B条（4）項、および「乗客・乗務員・国境を往来する人々の携行品および郵送品の輸入についての2010年8月29日付財務大臣規定No. 188/PMK. 044/2010」（2007年8月30日付財務大臣規定No. 89/PMK. 04/2007の改定））。

（1）国際宅配便

国際宅配便で送られた輸入貨物の通関手続きは、各地の税関から承認を得た宅配会社によって受取人名義で履行される（「2006年4月25日付関税総局長規定No. P-05/BC/2006（関税総局長決定No. KEP-78/BC/1997（同No. KEP-83/BC/2002で改正））の中の「国際宅配便を通じた輸入についての規定の改定（2006年6月9日付け関税総局長規定No. P-09/BC/2006で改正）」）。

国際宅配品とは、海外の特定の発送者によって宅配会社を通じて国内の特定の受取人へ送られるもので、ドキュメント以外の物品かつHouse AwB（ハウス・エア・ウェイビル）あるいはHouse B/L（ハウス船荷証券）ごとの重量が100kg/**netto**を超えないものと定められている。

この定義に該当する国際宅配貨物の輸入申告には特別輸入申告書（PIBK, BC 2.1）を使用する。特別輸入申告書はHouse AwBあるいはHouse B/Lに基づき作成される（前述「財務大臣規定No. 188/PMK. 044/2010」）。

記載事項

- ・受取人氏名
- ・発送人氏名
- ・Master AwBあるいはMaster B/Lの番号と日付
- ・House AwBあるいはHouse B/Lの番号と日付
- ・当局からの許可番号と日付（必要があれば）
- ・詳細な物品説明
- ・品目分類と課税率

- ・通関価額
- ・関税額および輸入諸税（付加価値税、奢侈品税、物品税、前払い所得税PP h 22）の金額

以上の定義に該当しない国際宅配貨物、あるいはKITE（輸出目的の輸入関税免除）や一時輸入または関税・輸入に必要な諸税免除を得ている国際宅配貨物は、PIBKではなく通常の輸入に使用する申告書（PIB）で通関することとされている。また、保税地区へ搬入するための輸入品で宅配会社を通じて配送されたものは、BC 2.3（輸入/輸出運送申告書）を用いて一時保管所から保税地区へ搬入する。BC 2.3は、AwB、インボイス、パッキングリストなどを添付して、宅配会社が一時保管所の税関に提出する。なお、保税地区へ搬入する場合は、前述の100kg/**netto**の重量制限は適用されず、原則すべて保税扱いである。

PIBK がHouse AwBあるいはHouse B/Lを添付して税関へ提出されると、書類審査および一部抽出による貨物検査が行われ、これらの結果に基づき税関が通関価額と関税率を決定し、関税額と輸入に必要なその他諸税の金額が計算される。

国際宅配便で送られた輸入貨物は、通関価額が1人当たり1送付ごと、FOB価格で50米ドルまでは関税は免除、かつ輸入に必要なその他諸税は徴収されないと定められている（前述「財務大臣規定No. 188/PMK. 04/2010」）。これを超える場合は、税関が定めた関税・諸税額に従い、宅配会社が政府指定の外為銀行あるいは税関で納付する。納付期限は貨物搬出命令書（SPPB）の発行から3営業日以内で、この期間以内に関税・諸税が納められない場合、宅配会社が業務開始当時に現金、銀行保証、カスタムボンドなどの形で提出した保証が実行される。

なお、宅配会社が納めた関税・諸税は宅配会社の代行納付であり、宅配会社への支払いは受取人に求められる。書類・貨物検査の結果、問題なく、あるいは問題が処理され、関税・諸税が納付されたことが確認され、また輸入規制品の場合は輸入承認条件がそろっていることが確認されれば、税関から搬出許可が発行され、貨物は国内へ搬出される。

（2）国際郵便

国際郵便で送られた輸入貨物は、前述の「財務大臣規定No. 188/PMK. 044/2010」のほか「郵便を通じて送付された輸出入品の手続きについての関税総局長&郵政通信総局長合同決定No. KEP-80a/BC/1997&No. 208/DIRJEN/1997」、「EMSサービスによる輸出入品の通関手順についての関税総局長&郵便公社取締役の合同回状No. SE-33 b /BC/1997&No. 133/Dirutpos/1997」等で規定されている。

インドネシアに到着した郵便貨物は、目的地最寄りの本局レベルの郵便局に送られ、関税総局職員による書類・貨物検査が行われる。貨物検査は郵便公社PT POS職員の立会いのもとで行われ、検査後は関税総局職員によって封印され、PT POS職員によってプラスチックの袋に封入される。

検査を通じて通関価額と関税率が定められ関税と諸税の額が計算され、郵送品検査・記録課税フォーム（PPKP）にまとめられる。同フォームを受け取った後、PT POSは受取人に荷物引取りのための召喚状を送付する。受取人は郵便局に出頭し、定められた関税・諸税を郵便局内所定窓口で納付して初めて荷物を受け取ることができる。国際宅配便の場合と同じく、国際郵便の場合も、通関価額が1人当たり1送付ごとにFOB価格で50米ドルまでは輸入関税は免除、かつ輸入に必要なその他諸税は徴収されない（前述「財務大臣規定No. 188/PMK. 044/2010」）。

1-2. 見本品

製造に必要、展示会用などの無償の見本として限定された数量・種類で輸入されたものに対する関税は免除される。ただし、商業用に供されないことが絶対条件である。1995年第10号関税法（2006年第17号法律で改正）第25条（1）項、同施行細則に当たる「見本品輸入に対する関税と物品税の免除についての1997年3月31日付け財務大臣決定

No. 140/KMK. 05/1997（財務大臣規定No. 220/KMK. 01/1995を改定）」は現在も有効である。

これによると、見本品の輸入は1商標/モデル/タイプにつき3個に限って認められ、生産品あるいは新製品を知るために使用されることを目的としたもので（品質改良や研究を目的としたものを除く）、かつ加工用ではないことが条件である。また、譲渡や販売、消費に供されるものであってはならないとされている。なお、重機を含む自動車両は見本品には含まれない。

このほか、3年以内に再輸出される見本品は一時輸入品として関税免除を申請できる。税関長宛てに免税措置申請し、一時輸入許可書の発行を受ける（「2011年9月5日付け財務大臣規定No. 142/PMK. 04/2011（財務大臣規定No. 140/PMK. 04/2007を改定）」）。

申請記載事項

- ・一時輸入品の種類、数量、特徴、予想通関価額
- ・搬入港
- ・一時輸入品の用途
- ・使用場所
- ・一時輸入期間

添付書類

- ・上の最低記入事項について説明する書類
- ・作業契約や賃貸契約などについて説明する書類
- ・再輸出誓約
- ・添付書類が正確で、原本と相違ないことについて誓約書

- ・申請者の身分を示す書類
- ・許可に関する書類

一時輸入許可後3カ月以内に通関必要書類および一時輸入許可書に基づき通関申告を行う。一時輸入品は、輸入関税が免除になるため、本来課税されるべき関税額および輸入諸税に相当する保証を提出することが義務付けられている。保証は、「通関分野の保証についての現金、銀行保証、カスタムボンドなどの形式で提出する（2010年12月31日付財務大臣規定No. 259/PMK. 04/2010）」。保証受領書が発行され、通関申告書に添付して税関長に提出する。通関申告後は国内への搬出となる。ただし、輸入時に以下の条件を満たす場合にのみ国内へ搬出することが認められる。

- ・使用により消滅することがない
- ・当該品の内容が明瞭である
- ・一時輸入期間中に変形しない（使用による消耗は除く）
- ・当該品が再輸出されることを示す書類が添付されていること
- ・当該品の使用目的が明瞭である

1－3．公共寄贈品

一般の礼拝施設、慈善施設、社会施設および文化施設に寄贈／無償提供された物品の輸入に対する関税は免除される（1995年第10号関税法（2006年第17号法律で改正）第25条（1）項）。

実施細則としては、「礼拝、慈善、社会、文化的目的の寄贈／無償提供される郵送品の輸入にかかる関税・物品税の免除についての2012年5月7日付財務大臣規定No. 70/PMK. 04/2012（礼拝施設、慈善施設、社会施設、文化施設向け贈答品輸入に対する関税・物品税の免除についての1997年3月31日付け財務大臣決定No. 144/KMK. 05/1997（財務大臣規定No. 64/PMK. 04/2007で直近改正）の改定）」がある。礼拝、慈善、社会、文化的目的の寄贈／無償提供される物品とは、これら施設などの設立・改修・運営に必要な物品、運送手段、無料で配布される食料や医薬品・教材などが含まれる。免除申請は、インドネシア国内に所在し、公正証書でその法人格が確認できる非営利団体で、礼拝・慈善・社会・文化の分野で活動する団体や機関が行う。申請には寄贈／無償提供者からのギフト・サーティフィケーションや関係省庁からのリコメンデーションなどが必要である。通常、申請受理から14営業日以内に、財務大臣名義の免除承認が出される。

また、同様に、自然災害支援を目的とした寄贈／無償提供される郵送品の輸入にかかる関税を免除する（「2012年5月7日付財務大臣規定No. 69/PMK. 04/2012」）。免除は国家災害対策庁（BNPB）あるいは地方災害対策庁（BPBD）が定める災害非常事態期から、復興・再生期前の経過期間を経て復興・再生期までにわたって付与されるもので、免除申請は礼拝・慈

善・社会・文化の分野で活動する団体や機関、中央・地方政府、国際機関や外国の非政府機関が行う。礼拝・慈善・社会・文化の分野で活動する団体や機関も、インドネシア国内に所在し、公正証書でその法人格が確認できる非営利団体であることが条件である。申請には寄贈／無償提供者からのギフト・サーティフィケーションやBNPBあるいはBPBDよりのリコメンデーションなどが必要である。通常、申請受理から14営業日以内に、財務大臣名義の免除承認が出される。

なお、上記の寄贈/無償提供される郵送品の輸入には搬出承認の便宜も供与される（「2007年財務大臣規定No. 160/PMK. 04/2007」）。搬出承認便宜の申請にも、寄贈／無償提供の目的によりこれを管轄するする省庁からのリコメンデーションが必要である。

上記関係省庁からのリコメンデーションの申請には、便宜を申請する物品のリスト、インボイス・パッキングリスト・AWB等の通関に必要な書類のほか、ギフト・サーティフィケーション、禁制/規制品の条件を満たしている旨の関係機関のリコメンデーションなどが求められるようである。

輸入申告書は特別輸入申告書(PIBK)を使用する。また、輸入にかかる前払い所得税(PPh22)や付加価値税、奢侈品税は、免除になると説明するものもあるが、租税総局へ免除申請しなければならない。

1-4. 職業貨物・引越し貨物

(1) 職業貨物

職業貨物について規定した法令は見当たらない。ただし、3年以内の再輸出が予定される一時輸入についての「2011年9月5日付け財務大臣規定No. 142/PMK. 04/2011」は、専門家用物品、調査・教育・科学・文化に要する物品、スポーツ競技用特別品、天災・火災の防止や治安対策に使用される特別品、海外支援による政府プロジェクト物品は3年以内に再輸出されることを条件に関税が免除されると定めている。一方、生産やインフラ・プロジェクト作業に必要な機械や備品には関税軽減措置が適用される。これらの通関手続きは1-2. 見本品の項で説明したとおりである。関税軽減措置を得た輸入品の場合、1カ月当たり $2\% \times$ 一時輸入期間 \times 本来課税されるべき関税額 $+$ 付加価値税および奢侈品税の納付が課され、本来の関税課税額と実際の納付額の差額 $+$ 前払い所得税PPh22の合計額に相当する保証の提出が義務とされている。これらの納付証明と保証受理書を通関申告に添付することが求められる。保証は、先の「財務大臣規定No. 259/PMK. 04/2010」に従い、現金、銀行保証、カスタムボンドなどの形式で提出する。

(2) 引越し貨物

引越し貨物の輸入に対する関税は免除される（1995年第10号関税法（2006年第17号法律で改正）第25条（1）項、「引越し荷物の輸入に対する関税免除についての2008年2月11日付け財務大臣規定No. 28/PMK. 04/2008（財務大臣決定No. 137/KMK. 05/1997の改定）」）。

ただし、海外から国内に引越しする者の家庭に必要なものに限られ、商業目的の物品と自動車は除く。関税免除を受けられる者は公務員・軍人・警官・学生・労働者などのインドネシア人のほか、仕事のためインドネシアに家族と共に引越した外国人も含まれる。外国人の場合は有効期間が1年以上の暫定居住許可（KITAS）と労働許可（IMTA）を取得していることが条件である。また、引越し貨物は、輸入者のインドネシア入国と同時に、入国前後3カ月以内に到着しなければならないとされている。引越し貨物の輸入関税免除を受けるには、荷物の持ち主あるいはその代理人が、以下の書類を添付して搬入地の税関に輸入申告書を提出する。

- ・ 関税免除を求める荷物の数量、種類、推定通関価額の一覧
- ・ 本人確認書類や移転を証明する書類など関税免除対象者それぞれに求められる書類、外国人の場合は1年以上の暫定居住許可（KITAS）と労働許可（IMTA）
- ・ パスポートの写し

1-5. 旅具通関制度

(1) 通関手続き

旅客により国内の関税領域内に持ち込まれるいわゆる携行品は、インドネシア入国時に税関職員に申告し、許可を得た後に持ち込むことができる（1995年第10号関税法（2006年第17号法律で改正）第10B条（3）項、乗客・乗務員・国境を往来する人々の携行品及び郵送品の輸入についての2010年10月29日付け財務大臣規定No. 188/PMK. 04/2010）。

旅客が持ち込む携行品は、カスタム・デklarレーション（BC 2.2）か、関税総局が定める場所では口頭で、持ち込み荷物の数量・種類・通関価額を申告する（前述の財務大臣規定No. 188/PMK. 04/2010）。申告に基づき、旅客は持ち込む荷物が関税・諸税免除を受けられる範囲を超える場合のレッドレーン通関か、超えない場合のグリーンレーン通関かを選択できる。動物や魚・植物またこれら由来の製品、麻薬・向精神薬・医薬品・武器類・爆発物や爆薬・わいせつ雑誌等、映像フィルム・録画されたビデオテープ・レーザーディスク・レコード、1億ルピア以上の現金あるいは相当額の外貨、商品、紛失品に登録された携行品を持ち込む場合もレッドレーンを通る必要がある。

グリーンレーンでは直ちに貨物搬出許可が発行され搬出できる。レッドレーンの場合は貨物検査の結果に問題がなく、関税・諸税の納付が確認された後に搬出許可が発行される。

貨物検査で通関価額や数量が申告と異なることが判明した場合には修正措置等がとられる。

別送品の扱い

旅客と同時にインドネシアに到着した携行品のほか、船便の場合は旅客の到着より30日前から、および/あるいは60日後までに到着、航空便の場合は旅客の到着より30日前から、および/あるいは15日後までにインドネシアに到着した、いわゆる別送品も旅客によって持ち込まれた輸入貨物と認められる(財務大臣規定No. 188/PMK. 04/2010 第3条)。旅客の到着日はパスポートおよびボーディングパス、バゲージクレームで証明する。こうした別送品は、マニフェスト (BC 1.1) に登録された貨物の場合、特別輸入申告書 (PIBK) を用いて申告する (紛失品として登録された貨物はカスタム・デクラレーションを用いて申告する)。その後の搬出までのプロセスは上記と同様である。

(2) 関税制度

旅客により国内の関税領域内に持ち込まれる輸入貨物は、以下に定められた通関価額あるいは数量までは関税・諸税は徴収されない(「財務大臣規定No. 188/PMK. 04/2010」)。

- ・ 関税・諸税の免税：通関価額が1旅程につき旅客1人当たりFOB価格で250米ドル、1家族当たり、1,000米ドルまで (これを超える場合は関税・諸税とも課税・徴収される)。
- ・ 物品税の免除：旅客1人当たりたばこ200本、葉巻25本、たばこの葉など100g、アルコール飲料1リットルまで (これを超える場合は即廃棄処分される)。
- ・ 旅客の同時携行持込みではない別送品 (上述) は前述の特定の通関価額/数量以内の場合であっても関税免除および諸税の不徴収の便宜は受けられない。

乗務員が持ち込む以下の携行品は、関税・その他諸税は徴収されない。

- ・ 関税・諸税の免除：到着ごと1人当たり通関価額がFOB価格で50まで米ドル
- ・ 物品税の免除：1人当たりたばこ40本、葉巻10本、たばこの葉など40g、アルコール飲料350ミリリットルまで

2. 個人輸入の数量限度

2-1. 食品

食品の輸入に関しては、食品の輸入には国家食品・医薬品監督庁（BPOM）から事前に流通許可を取得しておくことが義務付けられている（「食品・医薬品・化粧品の輸入管理についての2013年5月6日付け国家食品・医薬品監督庁長官規則2013年第27号」）。ただし、旅行者がインドネシア滞在中に消費する個人用と認められる範囲はこの範疇ではない。具体的な数量や金額を示した法令は見当たらないが、「電子・電気製品、衣料、玩具、履物、食料・飲料品の輸入業者登録についての2012年12月27日付け商業大臣規定No. 83/M-DAG/PER/12/2012（2013年9月30日付商業大臣規定No. 61/M-DAG/PER/9/2013にて変更）」に、郵送品および/あるいは乗客・乗員の携行品として航空機で送付/持ち込まれたもので、FOB 価格 1,500 米ドルを超えない食品は、輸入業者登録の指名や船積み前検査義務などが不要で、搬入地も限定されないとされているのが目安になる。ただし、輸入関税やその他諸税の免除は、上述の旅具通関制度（1-5）に準じる。

2-2. 化粧品

売買目的ではなく、旅行者がインドネシア滞在中に使用する個人用として持ち込む場合、あるいは調査研究や展示会でのサンプルのため、限られた数量を輸入する範囲のものを除き、化粧品の輸入は国家食品・医薬品監督庁から事前に流通許可の取得が義務付けられている（前述「国家食品・医薬品監督庁長官規則2013年第27号」や「化粧品の輸入管理についての2011年4月20日付け国家食品・医薬品監督庁長官規定2011年No. HK. 03. 1. 23. 04. 11. 03724」）。

旅行者がインドネシア滞在中に個人用として持ち込む場合の具体的な数量や金額を示した法令は見当たらないが、前述の「商業大臣規定 No. 83/M-DAG/PER/12/2012（商業大臣規定 No. 61/M-DAG/PER/9/2013 にて変更）」に、郵送品および/あるいは乗客・乗員の携行品として航空機で送付/持ち込まれたもので、FOB 価格 1,500 米ドルを超えない化粧品は輸入業者登録の指名や船積み前検査義務などが不要で、搬入地も限定されないとされているのが目安になる。ただし、輸入関税やその他諸税の免除は、上述の旅具通関制度（1-5）に準じる。

また、調査研究や展示会でのサンプルの目的で限られた数量を輸入する化粧品の場合は、プロポーザルおよび/あるいはその他の補完書類を提出し、輸入船積みごとに食品・医薬品監督庁の搬入承認を取得することが義務付けられている。搬入承認の申請にはこのほか、化粧品の分析証明、インボイス、B/LあるいはAWB、申請人の納税者番号（NPWP）、申請人の輸入業者認定番号（API）などを提出する。

2-3. 医薬品

旅行者が必要な医薬品を少量持ち込む場合は医師の診断書などで認められる。それ以外の医薬品の輸入に関しても、国家食品・医薬品監督庁から事前に流通許可を取得することが義務付けられている（国家食品・医薬品監督庁長官規則2013年第27号）。

ただし、輸入関税やその他諸税の免除は、上述の旅具通関制度（1-5）に準じる。

2-4. 電子・電気製品、衣料、玩具、履物、伝統生薬

電子・電気製品、衣料、玩具、履物、伝統生薬の輸入は、以下の場合には輸入業者の登録や船積み前検査義務などは不要で、搬入地も限定されないとされている（「商業大臣規定 No. 83/M-DAG/PER/12/2012(2013年9月30日付商業大臣規定 No. 61/M-DAG/PER/9/2013にて変更)」）。

- a. 郵送品および/あるいは乗客・乗員の携行品として航空機で送付/持ち込まれたもので、FOB 価格 1,500 米ドルを超えない電子・電気製品、玩具、履物、伝統生薬
- b. 航空機で郵送された FOB 価格 250 米ドルを超えない衣料、および乗客・乗員の携行品として航空機で持ち込まれた、FOB 価格が 1 人当たり、1,000 米ドルを超えない衣料
- c. 一時輸入的な電子・電気製品、衣料、玩具、履物、伝統生薬

2-5. 真珠

手持ちで真珠をインドネシア国内に持ち込む場合は、50gまでの数量制限がある（「真珠の輸入管理についての2013年4月11日付け海洋水産大臣規則No. 8/PERMEN-KP/2013」）。ただし、通常輸入の場合に必要な輸入承認の取得や品質検査は不要である。また、搬入地も限定されない。

到着時に水産物検疫官に届け、真珠を提出する必要がある。

2-6. 水産物

手持ちでインドネシア国内に持ち込める水産物は、25kg および/あるいは 100 万ルピアまでである（「水産物の輸入管理についての 2010 年 8 月 31 日付け海洋水産大臣規則 No. PER. 17/MEN/2010」）。この範囲内であれば、輸入業者認定番号（API）の保有義務は求められない。

搬入地で届け出て、水産物と諸書類を検疫官に引き渡さなければならない。

2-7. 携帯電話、携帯型コンピュータ、タブレット型端末

携帯電話（スマートフォンを含む、衛星電話は対象外）、携帯型コンピュータ（PDAを含む）、タブレット型端末の輸入は、以下の場合、工業省への登録や商業省での輸入業者としての指名を必要としない（「携帯電話、携帯型コンピュータ、タブレット型端末の輸入規定についての2012年12月27日付け商業大臣規則No. 82/M-DAG/PER/12/2012」）。

- a. 個人使用を目的とする製品2種類以内
- b. インドネシア国内の在外公館職員が使用する場合
- c. インドネシア国内で活動する国際機関が使用する場合
- d. 学術的な調査研究の目的で使用する場合（ただし、商業省の承認が必要）
- e. 売買されないサンプル製品（ただし、商業省の承認が必要。また、上述の見本品の輸入管理規定も適用されると予想される）

2-8. 作物製品

船員や航空機の乗組員の使用、個人利用を目的とした作物製品の持ち込みは、1人10kg以内であれば、通常の輸入で求められる輸入業者登録や輸入認可は必要ない（「作物製品の輸入規定についての2013年3月20日付け商業大臣規定No. 16/M-DAG/PER/4/2013（2013年8月30日付け商業大臣規定No. 47/M-DAG/PER/8/2013で変更）」）。

3. 小口であっても扱えない輸入禁止品目

覚せい剤、花火、トランシーバー機器のような特定の通信機器、アロワナ・淡水エビなど特定の生きた魚の輸入は禁止されている。麻薬、武器、爆発物、通信機器、廃棄物、危険物、オゾン層破壊原料、化学原料、基本食糧、アルコール飲料、ダイヤモンド原石、Optical Discとその機器・原材料、潤滑油、カラーコピー・印刷機、医療・健康器具、鉄鋼等、当局への登録が必要なもの、あるいは輸入が当局より許可を受けた者のみに認められる輸入規制品目がある。

4. 展示会用の小口貨物

4-1. 展示会向けサンプルの一時輸出入手続き

展示会用物品の輸入・再輸出手順については、前述の財務大臣規定No. 142/PMK. 04/2011に規定がある。

保税展示場以外の場合

保税展示場以外の場所での展示会に必要な物品で、3年以内の再輸出が予定されている場合には関税免税措置が受けられる。ただし、本来課税されるべき関税額および輸入に必要な諸税に相当する保証の提出が義務付けられている。保証は、前述の「財務大臣規定 No. 259/PMK. 04/2010」に従い、現金、銀行保証、カスタムボンドなどの形式で提出する。再輸出は、一時輸入許可の終了から30日以内に行う必要がある。展示会終了から再輸出の船積みまで当該サンプルは封印され、サンプル品が輸入時の状態と変わらず、減少し、あるいは変形していないことが確認されれば輸出が認められ、輸入時に納めた保証金は返還されるのが原則である。

保税展示場の場合

保税展示場への展示品の搬入は、輸入関税・物品税の免除、輸入にかかる付加価値税・奢侈品税・前払い所得税（PPh22）の不徴収の措置がとられることになっている（「2000年4月11日付け財務大臣決定No. 123/KMK. 05/2000」）。再輸出の際はBC 2.3（輸入/輸出運送申告書）あるいは輸出申告書（PEB、BC 3.0）を用い、通関検査を受けた後に再輸出することとされている。

4-2. 保税展示品を現地販売する際の手続き

再輸出が行われない場合は、輸入時に本来課税されるべきであった関税の納付と、同関税額相当の罰金の支払いが求められる（「2011年9月5日付け財務大臣規定 No. 142/PMK. 04/2011」）。

一方、保税展示場の展示品が国内に販売される場合は、一般の輸入申告書（PIB）により、輸入時に本来かかる関税、物品税、輸入に必要なその他諸税を全額納め、関税総局長の承認を得た後に国内へ搬出となる（保税展示場についての「財務大臣決定 No. 123/KMK. 05/2000」）。

5. その他

5-1. 関税以外の諸税

輸入に際しては関税のほか、物品税、付加価値税、奢侈品税、前払い所得税（PPh22）が課される。

5-2. 国境を往来する者の持ち込み貨物に関する免税規定

国境を往来する者により持ち込まれる貨物は、以下の条件で輸入関税・諸税を免除される（「1995年第10号関税法（2006年第17号法律で改正）」第10B条（3）項、前述「財務大臣規定 No. 188/PMK. 04/2010」）。

・パプアニューギニアとの国境を往来する者

1人当たり1カ月間に通関価額がFOB価格で300米ドルまで

・マレーシアとの国境を往来する者

陸路の場合、1人当たり1カ月間に通関価額がFOB価格で600マレーシア・リングットまで
海路の場合、船1旅程ごと通関価額がFOB価格で600マレーシア・リングットまで

・フィリピンとの国境を往来する者

1人当たり1カ月間に通関価額がFOB価格で250米ドルまで

・東ティモールとの国境を往来する者

1人当たり1日、通関価額がFOB価格で50米ドルまで

小口貨物の通関・関税制度（インドネシア）

2013年11月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2013 JETRO. All rights reserved.